

入札公告

次のとおり一般競争に付します。

2026年3月9日

契約責任者

日本郵便株式会社

不動産部担当執行役員 鏡原 大輔

1 工事の概要

- (1) 工事名 新大阪郵便局ケース差立移載機（試行機）設置工事
新大阪郵便局ケース差立移載機の保守請負
- (2) 工事場所 仕様書のとおり
- (3) 工事内容 ケース差立移載機（試行機）の製作及び設置をするとともに、同機の保守を行う。
- (4) 工期 契約日の翌日から2027年3月31日まで
保守請負期間は、工事完成日から2030年3月31日まで
- (5) 本工事は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。
- (6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2 取引先の資格

建設業法第27条の29に定める機械器具設置工事に係る総合評定値の通知を受けた者で、次の要件を満たしていること。

なお、総合評定値の審査基準日は、入札書受付締切日の1年7か月前までとし、かつ最新のものであること。

総合評定値の 工事種別	機械器具設置工事	総合評定値	求めない
施工実績に関する要件			
<p>1. 入札参加者またはその協力会社において、2015年度以降に完成し、主たる施工者として、次に掲げる要件を満たす機械器具設置工事の施工実績を1件以上有すること。</p> <p>(1) 国内において、新設又は新設に相当する更新の実績であること。</p> <p>(2) 国内において、かご台車・板パレット等への自動積み付け機を含む設計・据付を実施した施工実績（総合試験及び据付け調整を含む。）があること。</p> <p>2. 障害時における問い合わせ対応及び保守の受付を24時間365日行えるコールセンター等を国内に準備した実績を有すること。</p>			
配置技術者に関する要件			
<p>次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を、現場の機器搬入開始日から工事完成までの期間は当該工事に専任で配置できること。ただし、現場作業開始前及び現場作業完了後であっても、現場の進捗状況においての緊急の場合や、打合せには速やかに対応できる体制であること。</p> <p>(1) 自動仕分機を含む工事を経験した者。</p> <p>(2) 監理技術者にあつては、機械器具設置工事業に係る監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。</p> <p>(3) 主任技術者又は監理技術者の資格取得後の工事経験年数が通算2年以上の者。</p>			

その他
<p>入札説明書に示すとおりとする。</p> <p>また、下請契約の合計が5,000万円以上の場合は監理技術者の配置が必要。それ以下の場合は、主任技術者を配置する。また、監理技術者を配置する場合は、施工体制台帳の整備が必要。</p>

3 担当部署

区分	担当部署	電話番号	住所
入札	日本郵便株式会社 不動産部 ファシリティマネジメント室 契約・営繕担当	TEL:03-3477-0651 FAX:03-3242-4228 E-MAIL: hon.kanzai.keiyaku.ii@jp-post.jp	〒100-8792 東京都千代田区 大手町二丁目3 番1号
工事・保守	日本郵便株式会社 郵便・物流ネットワーク部 機械化推進担当	TEL1:03-3477-0750 TEL2:03-3477-0752 E-MAIL: honsha_kikaika_kaihatsu.ii@jp-post.jp	

4 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所
入札説明書等の 交付（注1）	2026年3月9日（月）から 2026年3月24日（火）まで	日本郵政グループホームページ （建設工事関係）からダウンロード
設計図書等の 貸与（注2）	2026年3月9日（月）から 2026年3月24日（火）まで	前記3の担当部署（工事・保守）
質問の受付	2026年3月9日（月）から 2026年3月24日（火）まで	前記3の担当部署（工事・保守）
質問回答書の 閲覧	2026年3月30日（月）から 2026年4月23日（木）まで	日本郵政グループホームページ （建設工事関係）
申込書、資料、下見 積書及び提案書の 提出	2026年3月24日（火） （必着）	〒100-8792 東京都千代田区大手町二丁目3番1号 大手町プレイスウエストタワー 日本郵便株式会社 不動産部 ファシリティマネジメント室 契約・営繕担当あて
取引先資格確認結 果及び評価結果の 通知	2026年4月15日（水）までに 発送	前記3の担当部署（入札）

開 札	2026 年 4 月 23 日（木） 14 時 10 分から	〒100-8792 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号 日本郵政グループ大手町ビル 3 階入札室
-----	-----------------------------------	--

（注 1）日本郵政グループホームページ（建設工事関係）

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>

日本郵政グループホームページ → 日本郵政グループについて → 調達情報・公告 → 調達情報 → 一般調達情報 → 建設工事・設備運行・設備保守関係 → 入札公告 → 会社 日本郵便株式会社 → 検索

（注 2）設計図書等とは、当該工事に係る仕様書、図面をいう。

貸与受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
（正午から午後 1 時までを除く。）

5 取引先資格の確認及び提案書等の提出

- (1) 本入札への参加を希望する者は、前記 2 に示す取引先の資格を有することを証明するため、別紙 1 「取引先資格確認申込書」（以下「申込書」という。）及びこれに記載された取引先資格確認資料（以下「資料」という。）を前記 4 に示す期間に郵送（書留等とする郵便物等配達記録が残るものに限る。）により提出すること。
- (2) 申込書及び資料と併せて、提案書及び下見積書を提出すること。
- (3) 提出部数
 - ア 取引先資格確認申込書及び資料 1 部
 - イ 提案書 9 部
 - ウ 下見積書 1 部
- (4) 提出された提案書及び取引先資格確認申込書等の審査の結果、当該業務を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。
ただし、提案書及び取引先資格確認申込書の合否等については、上記 4 に示す期日までに通知する。
なお、提出された提案書等について説明を求めたときはこれに応じなければならない。

6 設計図書等の貸与等

設計図書の貸与の期間及び場所は、前記 4 に示す問い合わせ先に連絡すること。

7 設計図書等に対する質問

現場説明書、図面及び仕様書等に対する質問がある場合は、質問書を書面により前記 4 に示す期間、場所に郵送（書留郵便等で配達記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。

8 質問回答書

質問書に対する回答書は、前記 4 に示す期間、場所等にて閲覧に供する。

9 入札及び開札

- (1) 入札書は、持参することとし、他の方法による入札は認めない。
- (2) 前記 4 に示す期日、場所において希望する入札者又は代理人の立会いにより行う。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、当社社員を立会わせて行う。
なお、会場への入室にあたり、入札への参加資格を確認するので、競争参加資格確認通知書（写でも可）を持参すること。また、代理人が来場する場合は委任状も持参すること。

10 その他

- (1) 契約の保証
要（ただし、工事分のみとする。）
- (2) 契約書作成の要否
要（ただし、電子契約とする。）
- (3) 入札の無効

本公告に示した取引先の資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 入札書の記載方法

入札書は、次により記載すること。

- ア ケース差立移載機（試行機）の工事に要する価格
- イ ケース差立移載機（試行機）の保守請負に要する価格
- ウ ア及びイの合計額

(5) 落札者の決定方法

入札説明書のとおり。

(6) 配置技術者等の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申込書の差替は認められない。

(7) 提出期限以降の申込書及び資料等の差替及び再提出は認めない。

(8) 支払条件

契約書（案）及び現場説明書による。

(9) 火災保険付保の要否

要

入札説明書

入札公告に基づく入札等については、関係法令並びに関係規定類に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

(1) 取引先資格確認申込書（以下「申込書」という。）及び取引先資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、日本郵政グループ各社からの指名停止、国土交通省近畿地方整備局又は大阪府から指名停止（国土交通省近畿地方整備局又は大阪府から指名停止の場合は、措置要件が虚偽記載、過失による粗雑工事、契約違反又は安全管理の不適切により生じた事故である場合を除く。）を受けている期間中でないこと。

(2) 次に該当しない者であること。

ア 以下の各号に該当し、日本郵便株式会社が取引先として不適当と認めた者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

(ア) 不正又は不誠実な行為をした者

(イ) 不法行為をした者

(ウ) 契約の履行に当たり、契約義務違反のあった者

(エ) 安全管理の措置が不適切であると認められる者

(オ) 契約相手方として不適切であると認められる者

(カ) その他、日本郵便株式会社に損害を与えた者

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てをし、若しくはされた者、会社更生法（平成14年法律154号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくはされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、更生手続又は再生手続の終結の決定がされた者を除く。

エ 自己若しくは自己の役員等（役員、実質的に経営権を有する者、代理人、使用人その他の従業者をいう。）又は自己の委託先（委託が数次にわたるときはその全てを含む。）若しくはその役員等が次の各号のいずれかに該当する者。

(ア) 暴力団、暴力団員等、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」という。）であること。

(イ) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

(ウ) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

(オ) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

(カ) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 施工実績に関する要件について求められた場合

(1) 施工実績は完成、引渡し済みのものに限る。

(2) 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

3 監理技術者等に関する要件について求められた場合

(1) 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有するものであること。

(2) 配置技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

4 申込書及び資料の作成にあたっての注意事項

(1) 申込書は【別紙1】により作成のこと。

(2) 資料は次により作成すること。

ア 施工実績等

入札公告に示す資格があることを判断できる施工実績（提案書等の提出期限日までに完成、引渡しが進んでいるものに限る。）を【別紙2】に記載すること。

イ 配置技術者

入札公告に示す資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験した工事实績（提案書等の提出期限日までに完成、引渡しが進んでいるものに限る。）及び申込時における他工事の従事状況を【別紙3】に記載すること。

この場合においては、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験した工事实績を記載することができる。ただし、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなったときは、入札してはならず、提案書等を提出した者は、直ちに当該提案書等の取下げを行うこと。

他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できないにもかかわらず入札をした場合においては、取引先の制限を行うことがある。

やむを得ない事情により着任予定者の変更が必要となった場合は、入札公告の担当部署（入札）に速やかに連絡をすること。

ウ 契約書の写し等

(7) 前記アの資料には、【別紙2】に記載した内容が確認できる次の書類を添付するものとする。【別紙2】に記載した施工実績の契約書（写）の他、建築工事の確認申請書・計画通知書（写）、契約図書（写）及び施工証明書（写）、CORINSデータ（写）（竣工時カルテ）等のうち内容が証明できる書面。

(イ) 前記イの配置予定の技術者の内容が証明できる書類については、申込時は不要とするが、落札者とされた者に対して確認を行うので、経験した工事实績の内容を証明できる書面、配置予定の技術者の工事経歴書、監理技術者にとっては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（写）を契約に先立ち提出すること。

エ 誓約書等

誓約書【別紙4】、財務諸表（直近3期分）及び会社概況が分かる資料を提出すること。

5 提案書等の作成等

提案書作成要領により、作成し提出すること。

6 下見積書の作成等

(1) 作成方法

ア 下見積書は自由様式とするが、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載し代表者印を押印すること。

イ 内訳書は工事費及び保守費それぞれ可能な限り詳細な項目毎に金額を明確に記載し、数量、単価等を記載した明細書とすること。

(2) その他

下見積書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

7 取引先の資格の確認

取引先の資格の確認は、申込書の提出期限の最終日をもって行うものとし、その結果は入札公告に示す期限までに通知する。

なお、通知に必要な返信用封筒として住所、商号又は氏名を記載し、一般書留速達郵便料金分の郵便切手を添付した長3号封筒を提出すること。

8 取引先の資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 取引先の資格がないと認められた者は、契約責任者に対して取引先の資格がないと認められた理由について書面（適宜様式）により、説明を求められることができる。

(2) 書面は、取引先の資格がないと通知のあった日から5日（土曜日、休日を含まない。）以内に入札公告の担当部署（入札）に持参するものとし、他の方法による提出は受け付けない。

(3) 契約責任者は、説明を求められた日から5日（土曜日、休日を含まない）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 設計図書等の貸与

(1) 設計図書等の貸与

設計図書等は入札公告に示す期間に担当部署（工事・保守）において貸与する。郵送（送料実費負担）を希望する者は担当部署に連絡すること。また、貸与された設計図書等は、開札当日までに、担当部署に持参又は郵送により必ず返却すること。

(2) その他

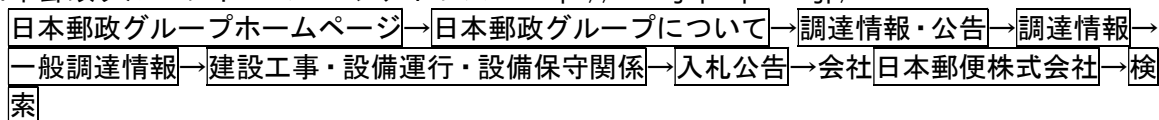
交付する設計図書等には、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築設備工事標準図、郵便施設標準詳細図（部位別編及び窓口まわり・サイン編）及び郵便施設設備工事標準詳細図が含まれていないため、必要な場合は別途入手のこと。

10 設計図書等に対する質問について

(1) 現場説明書、図面及び仕様書等について質問がある場合は、質問書様式に記入の上、入札公告に示す期間内に指定の場所に郵送により提出すること。

(2) 質問書に対する回答書は入札公告に示す期間及び場所で閲覧に供する。

日本郵政グループホームページアドレス <http://www.japanpost.jp/>



11 入札方法等

(1) 入札方法

入札書は持参することとし、他の方法による入札は認めない。

(2) 入札期限等

入札公告の開札日時・場所に同じ

なお、会場への入室に当たり、入札への参加資格を確認するので、競争参加資格確認通知書（写でも可）を持参すること。また、代理人が来場する場合は委任状も持参すること。

(3) その他

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税の率に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税の率に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

イ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 落札者の決定方法

(1) 総合評価落札方式とする。

入札公告に従い、提案書等を提出した入札者であって、上記1の参加条件を満たし、入札公告において明らかにした性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札金額が日本郵便株式会社が定める金額の制限の範囲内であり、かつ、下記「総合評価の方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、得点の合計を入札金額で除して得た数値の最も高い者を落札者とすることがある。

「総合評価の方法」

- ① 総合評価の得点は、入札者の入札金額の得点に、当該入札者の性能等の各評価項目の得点の合計を加えた数値とする。
- ② 入札金額の得点は、入札金額を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札金額に対する得点配分を乗じて得た値とする。
- ③ 入札金額の得点と性能等の評価得点の配分は、1：3とする。

《計算式》

入札金額の得点＝性能等の配点の合計×（1－入札金額÷予定価格）

総合評価の得点 = (性能等の評価得点 × 3) + 入札金額の得点

- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

また、入札者又は代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない社員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。この場合、くじ引きの順序はじゃんけんによる。

- (3) 契約責任者等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人にあってはその名称）、金額及び得点を口頭で通知する。

ただし、上記 12(1)のただし書きにより落札者を決定する場合においては別に書面で通知する。

また、落札できなかった入札者は、落札に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札金額及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

1.3 契約の保証

(1) 契約の保証

請負代金額の10分の1以上とし、契約の保証の種類は、金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約とする。

なお、申込価格が当該契約の内容に適した履行がされないおそれがあると認められる基準（低入札価格調査基準）に該当するとして調査を受けた者との契約に関しては、契約の保証の額は請負代金額の10分の3以上とする。

1.4 入札の無効

入札公告において示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札、現場説明書並びに入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札及び予定価格を超えた金額での入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、契約責任者により取引先の資格のある旨確認された者であっても、開札時点において資格のない者は、取引先の資格のない者に該当する。

1.5 配置予定技術者等の確認

- (1) 配置予定の技術者が、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、申込書の差し替えは認められない。また、病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定の技術者を変更する場合は、入札公告に掲げる要件を満たし、かつ当初の配置予定の技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (2) 資料に記載した配置予定の技術者を、契約の相手方の決定の日の翌日から起算して原則7日以内に当該工事に配置すること。

1.6 その他

- (1) 入札に参加する者は、入札者注意書、契約書案及び現場説明書を熟読し、その内容を遵守すること。

(2) 申込書又は資料に虚偽の記載をした場合は、取引先の制限を行うことがある。

(3) 申込書及び資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 申込書及び資料等は、提出者に無断で使用しない。

(5) 提出された申込書及び資料等は、返却しない。

(6) 提出期限以降の申込書及び資料等の差替及び再提出は認めない。

(7) 施工実績等が入札公告に相当するかどうかについて疑義のある場合は、入札公告3の担当部署（工事・保守）に照会することができる。